

とねぬまた旬トリップ広域周遊スタンプラリー企画運営業務企画提案要領

1 業務の名称

とねぬまた旬トリップ広域周遊スタンプラリー企画運営

2 業務の目的及び内容

とねぬまた旬トリップ広域周遊スタンプラリー企画運営業務仕様書（以下「仕様書」）のとおり

3 見積限度額

3, 1 2 7, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ・このうち仕様書 5 (3) ③参加商品の制作及びその他賞品の設定に係る経費及び同(5) 賞品の発送に係る費用の合計は、1, 0 2 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- ・応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整のうえ、再度見積書の提出を依頼する。

4 優先交渉事業者選定数

1 者

※業務を効果的に推進するために、県へ報告の上、業務の一部再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えない。

5 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 0 日（火）まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・県内に事業所（本社・支社・営業所等）を置く者
- ・地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 1 1 年法律 2 2 5 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ・本店所在地において、国税及び地方税を滞納していないこと。

7 公募・選定に関するスケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年5月14日(水) |
| (2) 質問受付・回答 | 募集期間中(5/14～6/2)随時実施 |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和7年6月2日(月)正午【必着】 |
| (4) 書類審査 | 令和7年6月2日(月)～4日(水)(予定) |
| (5) 優先交渉事業者の決定及び通知 | 令和7年6月5日(木)(予定) |
| (6) 契約締結、業務開始 | 令和7年6月9日(月)(予定) |

8 企画提案の募集にあたって配布する資料

配付資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- ・とねぬまた旬トリップ広域周遊スタンプラリー企画運営業務企画提案要領(※本資料)
- ・とねぬまた旬トリップ広域周遊スタンプラリー企画運営業務仕様書
- ・質問票(様式1)
- ・企画提案書表紙(様式2)
- ・業務実施体制表(様式3)
- ・誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式4)
- ・課税(免税)事業者届出書(様式5)

9 質問受付

- (1) 受付期間：令和7年5月14日(水)～6月2日(月)
- (2) 質問様式：質問様式(様式1)による
- (3) 質問方法：電子メールによる
※件名を「【質問】スタンプラリー企画」とすること
- (4) 提出先：「13 問い合わせ先」に同じ
- (5) その他：質問に対する回答は、質問書を受け付けした日から3日以内に電子メールにより行うが、応募期限間近に質問した場合であっても、応募期限の延長は認めない。

10 応募の手続き等

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙(様式2)
- イ 企画提案書本体(任意様式)
- ウ 業務実施体制表(様式3)
- エ 費用見積書(任意様式)

※宛名は「群馬県利根沼田行政県税事務所長」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。

- オ 誓約書(様式4)
- カ 課税(免税)事業者届出書(様式5)

キ その他参考となる資料（会社概要パンフレット等）

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

（２）企画提案書本体の記載事項

「とねぬまた旬トリップ広域周遊スタンプラリー企画運営業務仕様書」に基づき、広域周遊促進に係るスタンプラリーの内容を記載すること。

ア 基本ストーリー

- ・ 本スタンプラリーのテーマであるりんごを含めたストーリーの設定
- ・ ターゲットであるファミリー層が楽しめるような要素
- ・ 全スタンプ制覇しなくてもスタンプラリーに参加したくなるような要素
- ・ スタンプの設置候補（※応募時点では候補場所の列挙であり、設置予定場所との調整は求めない。詳細は受託者の決定後に群馬県と協議し、決定することとする）

イ イベントの運営管理等

- ・ 事業実施予定スケジュール

ウ スタンプラリー用冊子のデザイン・制作

- ・ 全体の構成内容（りんご（青果）の種類やそれぞれの旬を紹介、利根沼田管内の５市町村の観光PR、スタンプラリー対象の飲食物の紹介等）
- ・ スタンプの配色案
- ・ スタンプラリーへの参加を促す方法・工夫等

エ 広報媒体

- ・ 基本ストーリー及びスタンプラリー用冊子の構成内容に準じたデザイン案

オ その他企画内容を説明するために必要な事項（任意）

- ・ 企画提案内容を補足する事項

カ 実績

- ・ 過去３年間の類似業務実績

キ その他

- ・ その他、提供できるサービス、アピールしたい事項、本事業に関する提案等あれば自由に記載すること。

（３）提出期限

令和７年６月２日（月）正午【必着】

（４）提出先

「１３ 問い合わせ先」に同じ

（５）提出方法

電子メールとする。

※件名を「【応募】スタンプラリー企画」とすること。

※データのサイズが５MBを超える場合は、提出方法について県に相談すること。

（６）提出書類の取扱い

ア 提出された応募書類は返却しない。

イ 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。

ウ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(7) その他注意事項

ア 提出期限後の提案者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。

イ 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

ウ 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。

エ このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

オ 応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。

1.1 審査

(1) 選考方法

「とねぬまた旬トリップ広域周遊スタンプラリー業務委託事業者選定審査委員会」による書類審査を行う。

(2) 書類審査

企画提案書等による書類審査を実施し、最も高い点数を獲得した者を優先交渉者として決定する。

ア 審査日（予定）

令和7年6月2日（月）～6月4日（水）

イ 審査項目

- ・ 趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・ スタンプラリーの企画内容に関すること（独創性、独自性、実現性）
- ・ 積算に関すること（企画・実施体制等に係る金額の妥当性）
- ・ 実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績）
- ・ 総合評価（全体的な総合性）

ウ 結果通知・打合せに関する詳細連絡（予定）

令和7年6月5日（木）

審査結果は有効な企画提案書等の提出者に対して個別に通知するほか、優先交渉者を県ホームページ上で公表する。

(3) 失格

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象としない。

ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した場合

イ 企画提案書の不備、提出期限に遅れた場合

ウ その他、この要領に違反した場合

1 2 契約

- (1) 「1 1 審査」の審査基準に沿って審査を行い、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる者を本事業の優先交渉者とする。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。
- (2) 「とねぬまた旬トリップ広域周遊スタンプラリー企画運營業務仕様書」及びプロポーザルの提案内容は、優先交渉者選定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議したうえで、予定価格の範囲内で契約する。なお、(1)の者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (3) 委託により制作された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属するものとする。
- (4) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。
- (5) 契約保証金については、令和7年4月1日において、規則第199条第1項各号に該当する場合は免除する。それ以外の場合は、群馬県財務規則第198条の規定に基づき、契約予定総額（単価に予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算したもの）の100分の10以上を納めること。
- (6) 委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとする。

1 3 問い合わせ先

群馬県利根沼田振興局 利根沼田行政県税事務所 企画振興係

〒378-0031 群馬県沼田市薄根町4412

(電 話) 0278-22-4338

(E-mail) tonegyou@pref.gunma.lg.jp